Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

国際交流野外パーティー

日本語記事は11ページにあります。

Festa de intercâmbio internacional ao ar livre

Em um dia agradável de outono, que tal fazer um intercâmbio divertido, com os estudantes e estagiários estrangeiros da Universidade “Aichi Kyoiku” e da Universidade “Ohka Gakuen” fazendo churrasco e jogos ?

▼**Data:** 14 de outubro (domingo) das 11:00 às 15:00

▼**Local:** Parque Suhara de Kariya [local de camping]

▼**Nº. de participantes:** 50 pessoas (por ordem de inscrição)

▼**Taxa de participação:** para estudantes do ginásio ou idade superior = 1000 ienes, primário = 500 ienes, idade pré-escolar ou inferior = gratuito

▼**Informações:** Telefonar para a Secretaria da Associação Internacional de Chiryu (Kokusai Koryu Kyokai Jimukyoku) até 28 (sexta-feira) de setembro, das 9:00 às 17:00). (TEL 95-0144)

International Exchange BBQ Party

Let’s enjoy an autumn BBQ and games! Exchange students from Aichi University of Education and Oka Gakuen University will attend.

▼**Time:** Sunday, October 14 11:00 a.m. -3:00 p.m.

▼**Place:** Day Camping Area in Kariya Suhara Koen

▼**Participants:** up to 50 people, on a first-come, first served basis

▼**Fee:** Junior high school age or older 1000yen, Elementary school students 500yen, Preschool kids free

▼**Application period:** Friday, September 28

▼**Application and Information:** The Chiryu International Exchange Association Office (TEL 95-0144)

9月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

○○市役所　市民相談コーナー○○

▷ところ　市役所1階南側の外国人相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
外国人相談（ポルトガル語の通訳など）	月～金曜日　午前9時30分～正午・午後1時～4時	外国人相談コーナー（内線159）

▷ところ　市役所2階南西側の市民相談コーナー

相談ごと	と　き	問合せ
市民相談（市役所での手続きなど一般相談）	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（内線204）または市民課（☎95-0152）
多重債務相談（要予約）	毎月第2・第4火曜日 午後3時～5時15分	
消費生活相談（消費者のトラブル相談など）	毎週金曜日 午後1時～4時	市民相談コーナー（内線202）または経済課（☎95-0125）
高齢者職業支援相談 障がい者職業支援相談	毎週火・水・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー（内線203）または経済課（☎95-0125）福祉課（☎95-0118）

○○各種専門分野　相談コーナー○○

市では、税務全般、教育・子育て支援、高齢者の健康管理、障がい者福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と　き	ところ	担当課
税務相談	9月20日（木）午前9時～正午	市役所 2階 打合室②南	税務課 市民税係（☎95-0116）
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課（☎95-0136）
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課（☎95-0120）
福祉相談（身体障がい者）	9月16日（日）午前10時～正午	身体障害者福祉センター（福祉体育館内）	長寿介護課 施設係（☎82-5151）
手話相談（聴覚障がい者）	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 福祉企画係（FAX 83-1141）
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午・午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係（☎95-0144）

※詳しくは、担当課までお問合せください。

○○福祉の里ハツ田　相談コーナー○○

▷予約・問合せ　社会福祉協議会（☎82-8833）

心配ごと相談・人権相談	毎週火曜日	午後1時～4時
交通事故相談（予約制で各回3人）	毎月第2火曜日	午後1時～4時
法律相談（予約制で6人まで）	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時
カウンセリング（予約制）	毎週水・土曜日	午後1時～2時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
労働相談	毎月第2火曜日	午後1時～4時
行政相談	毎月第2・4金曜日	午後1時～4時

※法律相談は毎月1日（休日を除く）の午前8時30分から予約してください。

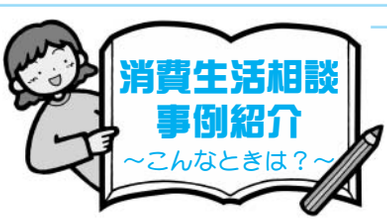

このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介しています。

【相談内容】ある日突然、職場に電話がかかってきて投資用マンションの勧誘を受けました。すぐに断ったのですが、その後何度も同じ業者から勧誘の電話がかかってきて職場に迷惑をかけています。どうしたらよいのでしょうか。

【アドバイス】仕事中なので迷惑であることを伝え、はっきりと断りましょう。平成23年10月に宅地建物取引業法施行規則の一部が改正され、「勧誘相手が契約締結の意思がないことを表示したにも関わらず、勧誘を継続する」「迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問する」など悪質な勧誘は禁止されています。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市役所内　相談コーナー】毎週金曜日：午後1時～4時　▶問合せ　市民相談コーナー（内線202）・経済課（☎95-0125）

【西三河県民生活プラザ】月～金曜日：午前9時～午後4時30分　▶消費生活相談専用ダイヤル　☎0564（27）0999